

「（仮称）杉九学童クラブ運営業務等公募型プロポーザル実施要領」の修正について

下記の箇所に修正がございましたので、ご留意くださいますようお願いいたします。

<正誤表>

「（仮称）杉九学童クラブ運営業務等公募型プロポーザル実施要領」

・ 4ページ下段

誤：「ウ 職員は学童クラブ専任とすること。ただし、放課後等居場所事業の実施を応援する
場合で、区が認めた時は、この限りではない。」

正：「ウ 職員は放課後等居場所事業専任とすること。ただし、学童クラブの実施を応援する
場合で、区が認めた時は、この限りではない。」